

横須賀市通学用定期券交付事業（旧田浦小学校区・旧走水小学校区）  
実施要綱

（目的）

第1条 横須賀市立田浦小学校及び横須賀市立長浦小学校並びに横須賀市立走水小学校及び横須賀市立馬堀小学校の統合に伴い、路線バスを利用して横須賀市立長浦小学校又は横須賀市立馬堀小学校へ通学する児童及び当該児童の通学につき添う保護者に対して交付する通学用定期券（以下「定期券」という。）の交付については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）児童 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童をいう。
- （2）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の児童を現に監護する者をいう。

（交付対象児童）

第3条 定期券の交付の対象となる児童（以下「交付対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）令和7年3月31日において現に市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年横須賀市条例第45号）による改正前の市立学校設置条例（昭和39年横須賀市条例第39号）（以下「旧条例」という。）に規定する横須賀市立田浦小学校に在籍していた児童のうち、港が丘一丁目、田浦港町、田浦町、田浦大作町又は田浦泉町（以下「旧田浦小学校通学区域」という。）以外の場所に住所を有し、令和7年4月1日以降に市立学校設置条例の一部を改正する条例による改正後の市立学校設置条例（以下「新条例」という。）に規定する横須賀市立長浦小学校に在籍する者
- （2）令和7年4月1日以降に新条例に規定する横須賀市立長浦小学校に在籍する児童のうち、旧田浦小学校通学区域に住所を有する者
- （3）令和7年3月31日において現に旧条例に規定する横須賀市立走水小学校に在籍していた児童のうち、走水以外の場所に住所を有し、令和7年4月1日以降に新条例に規定する横須賀市立馬堀小学校に在籍する者
- （4）令和7年4月1日以降に新条例に規定する横須賀市立馬堀小学校に在籍する児童のうち、走水に住所を有する者

(交付対象保護者)

第4条 定期券の交付の対象となる保護者（以下「交付対象保護者」という。）は、前条に規定する交付対象児童のうち、次の各号のいずれかに該当する児童の保護者であって、定期券の交付を希望する者とする。

- (1) 第1学年又は第2学年に属する児童
- (2) 法第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する児童
- (3) その他学校長が必要と認める児童

(定期券の交付申請)

第5条 交付対象児童の保護者から定期券の交付を受けない旨の申出がないときは、当該保護者から定期券の交付申請があったものとみなす。

2 定期券の交付を受けようとする交付対象保護者は、「通学用定期券交付申請書（保護者用）」（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(定期券の種類等)

第6条 定期券の種類、区間及び期間については、市長が別に定める。

(交付の決定及び実施)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により交付申請があったものとみなした交付対象児童の保護者に対し、「通学用定期券交付対象者証明書」（第2号様式。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

交付対象児童の保護者は、転出その他の理由により定期券の交付が不要となった場合、市長に対して証明書を返還するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、相当と認めたときは、「通学用定期券交付対象者証明書（保護者用）」（第3号様式。以下「証明書（保護者用）」という。）を交付するものとする。

3 前2項の交付は、サービス等提供規則第5条第2項の規定による通知とみなす。

(定期券の交付)

第8条 前条の規定により証明書又は証明書（保護者用）の交付を受けた交付対象児童の保護者又は交付対象保護者は、証明書又は証明書（保護者用）を別に市長が定める事業者に対して提出し、定期券の交付を受けなければならない。

(定期券代の支払い)

第9条 前条の規定により交付された定期券の代金（当該定期券に係る電磁的記録を格納するためのICカードの新規発行に係る預り金及び当該ICカードに電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録された金額に係る代金を除く。）

は、当該定期券を発行した事業者に対し、市長が支払うものとする。

(定期券の払戻し)

第10条 第8条の規定により定期券の交付を受けた交付対象児童の保護者又は交付対象保護者は、転出その他の事由によって第3条又は第4条の規定に該当しなくなったときは、速やかに市長に対しその旨を申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の申出を受けたとき、その他交付対象児童又は交付対象保護者が第3条又は第4条の規定に該当しなくなったことを覚知したときは、速やかに当該交付対象児童の保護者については「通学用定期券払戻通知書」(第4号様式。)、交付対象保護者については「通学用定期券交付通知書(保護者用)」(第5号様式。)により、第8条の規定により交付を受けた定期券の払戻しを行うよう求めるものとする。

(禁止事項)

第11条 証明書若しくは証明書(保護者用)又は定期券の交付を受ける者は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 証明書若しくは証明書(保護者用)又は定期券の交付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供すること。
- (2) 交付された定期券を他の者に貸与し、通学若しくは児童の通学の付添い以外の用途に使用し、又は無断で払戻しを行うこと。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 定期券の交付を受けようとする者は、施行日前においても、第5条の規定の例により、その交付を申請することができる。
- 3 市長は、前項の規定による交付の申請があった場合その他の場合にあつては、第7条の規定の例により、定期券交付対象者証明書又は定期券交付対象者証明書(保護者用)の交付をすることができる。この場合において、当該交付を受けた者は、施行日において同条の交付を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号

通学用定期券交付申請書【保護者用】

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所  
申請者  
保護者氏名

横須賀市立〇〇小学校へ通学する児童の付き添いに使用するため、下記のとおり通学用定期券（保護者用）の交付を申請します。

記

(ふりがな) 保護者氏名	
保護者連絡先	
(ふりがな) 児童氏名	
定期券が必要な区間	_____ (最寄りの停留所を記載) ⇕ 〇〇〇
定期券が必要な期間 (いずれかに○)	1 か月 ・ 3 か月 ・ 6 か月
新規又は更新 (いずれかに○)	新規 ・ 更新
定期券が必要な理由 (いずれかに○)	1 児童が 1、2 年生 2 児童が特別支援学級在籍 3 その他 (詳しくご記入ください)
	【その他記入欄】

○申請先

※この申請書は、児童の登下校に不安があり、バスに同乗することが見込まれる保護者のみ提出してください。

※通学用定期券（保護者用）は、1 世帯につき最大 1 枚の交付となります。

様式第2号

通学用定期券交付対象者証明書

第 号  
年 月 日

様

横須賀市長 ○○ ○○ 印

以下のお子さまは、横須賀市立○○小学校への通学に使用するため、通学に利用するバスが発行する定期券の交付対象です。  
つきましては、定期券をお受け取りいただくようお願いいたします。

○対象となるお子さま

(ふりがな) 氏名	.....
生年月日 (西暦)	年 月 日 生
卒業予定年月日 (西暦)	年 月 日

事務担当 ○○○○

京浜急行バス株式会社 事務処理欄

様式第 3 号

通学用定期券交付対象者証明書【保護者用】

第 号  
年 月 日

様

横須賀市長 ○○ ○○ 印

年 月 日付で申請のあった通学用定期券交付申請に基づき、横須賀市立○  
○小学校への通学に使用するため、通学に利用するバスが発行する定期券の交  
付対象であることを証明します。

つきましては、定期券をお受け取りいただくようお願いいたします。

○対象となる方

(ふりがな)  
保護者氏名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(ふりがな)  
児童氏名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

定期券が必要な区間 \_\_\_\_\_ (最寄りの停留所を記載)  
⇕  
○○○

定期券が必要な期間 \_\_\_\_\_ 1 か月・3 か月・6 か月 (いずれかに○)

定期券が必要な理由 \_\_\_\_\_

事務担当 ○○○○

京浜急行バス株式会社 事務処理欄

様式第 4 号

通学用定期券払戻通知書

第 号  
年 月 日

さん 保護者 様

横須賀市長 ○○ ○○ 印

以下のお子さまは、横須賀市立○○小学校への通学に使用するため、通学用定期券を交付しておりました。

この度、転出等のご連絡を受けましたので、通学用定期券の払い戻しをお願いいたします。

また、保護者用通学用定期券の交付を受けている方は、あわせて払い戻しをお願いいたします。

○対象となるお子さま

(ふりがな) 氏名	
生年月日 (西暦)	年 月 日 生

○定期券の払い戻しについて

払い戻し期間 ○年○月○日～転出等の日まで

払い戻し場所 追浜営業所、横須賀案内所、衣笠十字路案内所、  
久里浜営業所、久里浜案内所

必要な持ち物 ・「通学用定期券払戻通知書」(この書類)  
・児童が通学用定期券として使用している小児用 PASMO 等

※通学用定期券を払い戻した際には、保護者の方に定期券代の返金はされません。

京浜急行バス株式会社を通して、横須賀市教育委員会に返金されます。  
なお、デビット料金及びチャージしていた金額(手数料を除く)は保護者の方に返金されます。

※定期券払い戻しのため、横須賀市教育委員会と京浜急行バス株式会社の間で個人情報のやり取りを行います。

個人情報については、目的の範囲を超えて利用することはありません。

事務担当 ○○○○

京浜急行バス株式会社 事務処理欄

様式第 5 号

通学用定期券払戻通知書【保護者用】

第 号  
年 月 日

さん 保護者 様

横須賀市長 ○○ ○○ 印

以下の方は、横須賀市立○○小学校への通学に使用するため、通学用定期券【保護者用】を交付しておりました。  
この度、転出等のご連絡を受けましたので、通学用定期券の払い戻しをお願いいたします。

○対象となる方

(ふりがな) \_\_\_\_\_  
氏名

○定期券の払い戻しについて

払い戻し期間 ○年○月○日～転出等の日まで

払い戻し場所 追浜営業所、横須賀案内所、衣笠十字路案内所、  
久里浜営業所、久里浜案内所

必要な持ち物 ・「通学用定期券払戻通知書」(この書類)  
・保護者が通学用定期券として使用している無記名 PASMO

※通学用定期券を払い戻した際には、保護者の方に定期券代の返金はされません。

京浜急行バス株式会社を通して、横須賀市教育委員会に返金されます。  
なお、デポジット料金及びチャージしていた金額(手数料を除く)は保護者の方に返金されます。

※定期券払い戻しのため、横須賀市教育委員会と京浜急行バス株式会社の間で個人情報のやり取りを行います。

個人情報については、目的の範囲を超えて利用することはありません。

事務担当 ○○○○

京浜急行バス株式会社 事務処理欄